

生命共済制度【定期保険（団体型）】 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

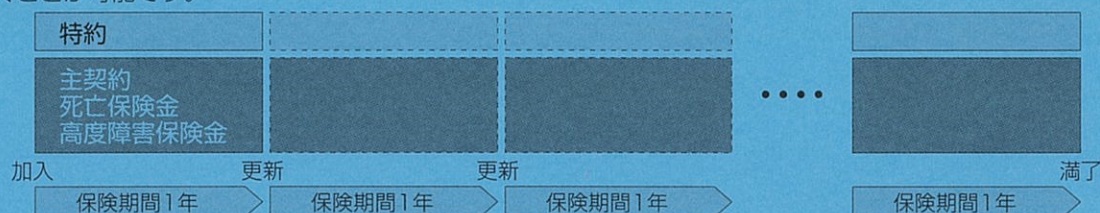
この「重要事項説明書」は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分における、ご加入の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項をまとめた「契約概要」と、お申込みの際に特にご注意ください事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご照会ください。

契約概要

- 各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額などの設定、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。
- 具体的な契約内容（保障内容・保険料・付加される特約など）および加入資格については、「パンフレット」に記載されています。お申込みの際には、この「重要事項説明書（契約概要）」と「パンフレット」を必ずご確認ください。

- 商品の名称 定期保険（団体型）入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）
- 商品のしくみ 商工会議所・商工会会員事業所の事業主・役員・従業員の死亡などを保障するために団体（商工会議所・商工会）を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

【しくみ図 例】



- 主契約のお支払事由 死亡保険金………保険期間中に加入者（被保険者。以下同じ。）が死亡したとき。
高度障害保険金………保険期間中に加入者が加入（増額）日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当したとき。
※高度障害保険金がお支払された場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。
※死亡保険金がお支払された場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。
※定期保険（団体型）入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約のお支払事由については「パンフレット」にてご確認ください。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によってご契約（商工会議所・商工会）ごとに算出します。お払込方法・経路などもご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めていただきますので詳細は「パンフレット」にてご確認ください。
- 配当金 この商品は毎年の更新後にご契約（商工会議所・商工会）ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者に契約者配当金をお支払いします。
- 払戻金 この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、団体（商工会議所・商工会）へお問合わせいただくか、「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、団体（商工会議所・商工会）・アクサ生命営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL:0120-030-775 受付時間:9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

（ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

【定期保険（団体型）への変更に関する特則について】

この特則により、契約者は加入者の健康状態にかかわらず、福祉団体定期保険契約（変更前契約。付加されている特約を含みます。以下同じ。）を定期保険（団体型）契約（変更後契約。付加される特約を含みます。以下同じ。）に変更することができます。

- ・変更は、アクサ生命所定の範囲内でお取扱いします。
- ・変更前契約で支払われた入院給付金のお支払日数については、変更後契約の入院給付金のお支払限度に通算します。
- ・告知義務、告知義務違反による解除および変更後契約の保険金のお支払いにあたっては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続されたものとします。
- ・変更後契約の高度障害保険金、災害保険金、災害高度障害保険金および入院給付金のお支払いについては、加入者が、変更前契約のその加入者の効力発生日（責任開始期。以下同じ。）以後変更後契約の効力発生日前の原因により、変更後契約の効力発生日以後に死亡、高度障害状態に該当または入院したときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更前契約の保険期間中に入院を開始し、変更日を含んで継続して入院したときは、その入院は、変更前契約の保険期間中の入院とみなします。
- ・加入者が、その加入者の変更前契約の効力発生日前に発病したガンまたは6大生活習慣病を直接の原因として、変更前契約の効力発生日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または先進医療による療養を受けたときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更後契約の効力発生日前にガンまたは6大生活習慣病による入院を開始し、変更後契約の効力発生日を含んで継続して入院したときは、ガン入院一時金または6大生活習慣病一時金はお支払いしません。